

Q & A（三次募集）

No.	区 分	質疑事項	回 答
1	共通	・二次募集までの取組についても、今回の改正要綱が適用されるのか	・二次募集までの取組については、今回の改正以前の要綱の内容が適用されます。
2	共通	・二次募集（令和6年6月までの事業実施）時との変更点は。	<p><補助金交付等要綱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次募集に伴い事業期間を見直し、交付決定日から令和6年12月31日までとしました。なお、交付決定前着手届の提出があった場合にはこの限りではありません。 ・三次募集に伴い、「県産米の販売状況の報告」の時期を見直しました。 ・上記に伴い、様式第1号別紙（県産農産物販売促進特別対策事業（量販店等におけるポイントキャンペーン））の「■採択要件の確認」中の記載内容を見直しました。 <p><公募要領></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次募集に伴い、受付期間等を見直しました。 ・量販店等におけるポイントキャンペーンにおいて、埼玉県産品の原材料を主原料として企画した商品で、一般消費者に販売される食料品に対する2割を上限とするポイント付与費用も補助対象となりました。 ・対象とする場合は、商品の内容について申請前に御相談ください。
3	共通	・交付等要綱に示されている2つの取組の他、各事業者における独自の取組も補助対象となるのか。	・公募要領及び交付等要綱に記載されている「直売所等における県産米増量キャンペーン」及び「量販店等におけるポイントキャンペーン」の2つの取組に限って補助対象としています。

No.	区 分	質疑事項	回 答
4	共通	・県産農産物を仕入れたことについて、どのように確認されるのか。	・実績報告書に添付することとなっている納品書に、県産である旨を購入先（卸業者等）から記載してもらうなどにより明確にしてください。証明できない場合には補助対象外となりますので、御留意ください。
5	共通	・事業実施の際には、県からどのような協力を受けられるか。	・キャンペーン参加事業者が作成するチラシやポスター等に使用できる知事メッセージ、ロゴマークを素材として提供します。また、のぼり・ミニのぼりを提供します。
6	共通	・キャンペーンに参加するに当たり、自社でチラシや展示POPなどをデザインし作成したい。統一的なキャッチコピーやマークはあるか。	・キャッチコピーとして、「埼玉県産農産物を食べよう！」を使用し、統一のロゴマークを作成しておりますので、御活用ください。 ※ロゴマークについては、県HPを御参照ください。
7	共通	・複数店舗を持つ事業者において、店舗を限定して当該キャンペーン実施することは可能か。	・可能です。なお、県内店舗での実施は必須となります。
8	共通	・当該事業の補助対象経費に、商品の仕入の際に支払った消費税を含めてよいか。	・補助金申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請できます。しかし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、知事に報告の上、返還する必要があります（消費税の申告義務がない方や、簡易課税方式による申告をしている方は、返還の必要はないことから消費税を含んだ額で申請してください。）。

No.	区 分	質疑事項	回 答
9	共通	・キャンペーン終了後と同時に、県産農産物の取扱いをやめてもよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、県産農産物の販路拡大を図ることを目的としています。そのため、キャンペーン終了後も、県産米を始めとした県産農産物の継続的な販売に努めていただきますようお願いいたします。 ・また、「量販店等におけるポイントキャンペーン」を実施する事業者については、本事業後の終了時において、「継続的に県産米を販売する店舗の数が本業の実施前以上の数（実施前の店舗の数が零の場合は、一以上）であること」などの採択要件を設定しているため、キャンペーン終了後においても、県産農産物の継続的な取扱いをお願いします。
10	共通	・PR資材の作成に当たり、当社のスタッフがデザインを行うつもりだが、この場合の人件費は補助対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費は補助対象外となります。
11	共通	・キャンペーンに用いる県産米について、指定銘柄はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・銘柄の指定はありません。埼玉県産であれば補助対象となります。なお、販売時に埼玉県産米であることを表示してください。
12	共通	・キャンペーンの実施状況等の確認をするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告時に、キャンペーン時の様子の写真を提供いただきます。また、県職員が店舗に伺って確認する場合があります。
13	共通	・ネット販売等はキャンペーンの対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内店舗で販売しており、販売サイト上でも県産農産物のPRを行った上でネット販売等をした場合は、対象となります。また、ネットのみでの販売の場合は、補助事業者が県内に住所を有する業者である場合に限り、販売サイト上でも県産農産物のPRを行った上でネット販売等をした場合に、対象とします。

No.	区 分	質疑事項	回 答
14	共通	・補助対象となる「直売所等における県産米増量キャンペーン」及び「量販店等におけるポイントキャンペーン」について、両方を実施することは可能か。	・一事業者が、「直売所等における県産米増量キャンペーン」及び「量販店等におけるポイントキャンペーン」の両方を実施することも可能です。ただし、同一品目で併用することはできません。
15	ポイント	・値引きやクーポン券を発行した場合に、ポイントキャンペーンの補助対象となるか。	・補助対象外です。当該事業は、お店が付与するポイントを利用したキャンペーンであり、ポイント増額分を補助対象としています。
16	ポイント	・キャンペーンの実績報告はどのように行うのか。	・売上傳票の他に対象店舗のキャンペーンの実施状況（特設コーナーや常設棚）を写真撮影してください。実績報告の際に、写真を提出してください。
17	ポイント	・採択要件において、「本事業の終了後」における県産米の販売状況等が要件となっているが、いつ時点の状況を想定しているか。	・本事業の実施後の県産米の販売状況について、令和7年7月20日までに報告をいただくこととしているため、令和7年6月末時点における販売状況等（予定を含む）を想定しております。
18	ポイント	・採択要件において、「継続的に県産米を販売する店舗の数が本事業の実施前以上の数（実施前の店舗の数が零の場合は、一以上）であること」とあるが、県産米の棚を確保して常設販売することが必要か。	・県産米の棚を確保して常設販売することが望ましいですが、例えば定期的に特設コーナーを設けて販売することも「継続的に県産米を販売」しているものと解します。
19	ポイント	・取り扱っている県産農産物は全て事業の対象にしなければならないか。	・システムの都合等により一部の県産農産物しか事業の対象にできない場合でも補助対象とします。